

うきは市農業委員会第27回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年5月10日（水）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 302会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地判断（非農地証明願）について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸			
副会長	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

- 会長 挨拶
- 局長 議案審議報告に入らせていただきます。
これより、農業委員会会議規則に基づいて会長の方が議事進行を行います。
会長よろしく願いいたします。
- 議長 暫時議長をやらせていただきます。なお議事に入る前に本日の議事録署名人を
11番、12番委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
それでは議事に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請につ
いてを議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第1号-1上程)
- 事務局 (議案第1号-1説明・朗読)
- 議長 それでは、分科会長の意見を求めたいと思います。よろしく願いします。
- 分科会長 この申請地は東側が光建設、西側が稲尾リースの機材置き場になっておるとこ
ろで、フェンスに囲まれておりどうしようもないかなというところで、既に浄化
槽・小屋が建っており、始末書も出ているとのことです。以上です。
ご審議のほどよろしく願いします。
- 議長 担当委員の意見を求めます。
- 14番 ただいま、事務局並びに分科会長さんのご説明の通りでございます。
譲渡人と譲受人の関係は、祖母とお孫さんの関係で周りは既に宅地に囲まれて
おり、特に問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手をお願いします。はいどうぞ。
- 10番 お尋ねしますけれど、この浄化槽設置の場合は、届けはしないといけないですか。
事務局 農地に浄化槽をつけるというのは基本的にできませんので、この浄化槽につ
きましては現在使用していない、下水の方に接続されておりますけれども、場所が
場所なので解体ができないという状況で残っている状況です。
- 議長 はい、他に。
なければ採決に入ります。議案第1号-1に対して賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
それでは議案第1号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第1号-2上程)
- 事務局 (議案第1号-2説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 この申請地は、南側に高圧線が通っており北側は福益の住宅地があります。
この土地は1種のうちですが、北側が住宅地、南側は高圧線、東側は市道という

形ですので、転用には問題ないという意見でございました。以上です。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

15 番 ただいま説明があった通りでございませう。東福益も住宅が進んでまいりましたし、半年前に農振除外の申請がていたところだす。今ご説明があった通り、問題はなにかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願ひします。

1 番 使用貸借権設定 10 年間というのがありますが、これは税金関係ですか。

事務局 ここについてなんですけれども、おばあさんからお孫さんのところになりますので、贈与すると贈与税がかかるっていうところで、借地っていう形で今回建設をされる所です。底地につきましては、そのまま塩塚様の所有のまま建物だけを熊崎様が建設するっていうような形になっております。

議長 期間に関しては、永久もあり期限を切るということもできますのでそういうことでお願ひしたいと思ひます。他に。

(質疑なし)

なければ採決に入ります議案第 1 号－2 対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第 1 号－3 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号－3 上程)

事務局 (議案第 1 号－3 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 以前にも申請があったということですが、石垣を築かれております。この持ち主の方が境界を正しくしてほしいということで、今回の申請にあがっております。特に問題がないと分科会の意見でございませう。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

16 番 それでは担当が私ですので私の方から説明をいたします。この土地は、数年前売買の行った土地であり、そのときは梨用の棚があり古くてどうしようもなく、譲受人の横の土地に泥が崩れてきて困っているとのことで、その棚も外したのであれば、その部分が崩れないようにしたいので譲ってくれということで、今回話ができたようございませう。特に問題ないと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願ひします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第 1 号－3 に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号－4号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号－4上程)

事務局 (議案第1号－4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 今事務局の方から説明がありましたように、北側に県道で東側に住宅が建っており、排水につきましては県道に下水道管が通っておりますので、通すということで、雨水排水につきましては自然流下ということでございます。

特に問題ないと考えておりますよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 ここは水がなかなか当たりにくい土地なので、今は畑として野菜を作っており、地元に若い方が帰ってくると聞きいいことだろうと思ひ、特に問題はないかと思っております。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

8番 譲渡人はOKを出したと思うのですが、今の絵を見ると残り方が変な形になるので、大丈夫かなと思います。

事務局 ご説明させていただきます。こちらの南側の土地も同じ所有者でありますので、実際は一体利用ただ進入口として間に水路が入っているのと、倉庫が一部ありますのでそちらの方を利用するという形で、必要最低限の転用となっております。

議長 よろしいですか他に。はいどうぞ。

4番 先ほど分科会長の方からお水については道路の本管の方に繋ぐということでしたが水が自然排水っておっしゃったような気がしました、違いましたですか。

事務局 説明させていただきますこの今回の申請地なんですけれども、横に水路がありますが間に農地が入っておりますので、ここに配管を通すっていうのは許可が下りませんということになっておりますので、宅内での自然流下、地下浸透浸透枘を使っての地下浸透今回計画をされております。以上です。

16番 側溝は道路側にはとらないわけですかね。こういう場合、うちあたりは側溝を取っているのですけれど。

事務局 今お話がありました件ですが、側溝を作っても放流先が農地を横断しないと、水路まで持っていけないので、今回については土地の方に流すと、例えばここに水路を作る場合については、ここも旗竿的に転用しないと、許可の方がおりませんので、敷地内で地下浸透っていう形の自然流下で今回申請を出していただいております。東側は他の方の土地でするのでこれは、東側の方も自然流下で立てているのじゃないかなと雨水の排水については周りに見当たりませんでしたので、こちらについても自然流下を採用させていただいております。

議長 よろしいですか。
10番 5-7番ですが分筆されたのですか。元々こういう筆だったのですか。
事務局 これにつきましては既に分筆されておりますので、新しい番号で出しているところなのですが、うちの方が、地図のデータがまだ更新されておられませんので、地図の表記が若干違う形になっておるところです。今回の計画に伴い分筆をされています。

議長 よろしいですか。他になければ採決に入ります。
議案第1号-4に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-5上程)

事務局 (議案第1号-5説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 この土地は今事務局さんの方から説明があった通り吉井の冠水する集落の中にありまして、西側の住宅と一緒に購入するというので、分科会としては問題はないと思っておりますよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4番 早速見たところ、空き家バンク分の資金を借りてあるのじゃないかなと思ったのですが、先ほど事務局の方で説明があったように、借りていないそうですので特に問題ないと思いました。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-5に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号上程)

事務局 (議案第2号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 この申請地でございますが、事務局から説明ありました通り既に倉庫も建っており、南側は砂利敷きでございます。以前から農地としては利用していないということなので、仕方がないのではないかと判断しておりますよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。
5 番 見られた通り 22-1 は宅地になっており、22-2 が農地だったことすら家のものは分からず、申請人のお父様が亡くなられた後すぐに倉庫を建てたようです。農地に建物を建てるのに許可があることをご存じなく、見る限りでは同じ敷地内の宅地のような形で残っていますので、仕方がなかったのかなという感じはします。以上です。

議長 それでは質疑に入ります質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号-1 対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 3 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転登記等許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号-1 上程)

事務局 (議案第 3 号-1 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8 番 今説明がありましたように大分県との県境付近にあります。周囲は山林と荒廃地となっており、現在は紅葉が数本、栗が 10 本程度終わりあとは荒れている状態です。譲受人は元々小塩出身であり現在は小塩周辺のある農地で農業に専念をしております。譲渡人にどうしても買ってほしいという申出があったということで、仕方なく買ったということでございます。このまま放置すれば、荒廃地になることが大方予想されますので、専念する方に譲渡するというのは妥当ではないかと判断をしております。以上です。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号-1 に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号-2 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号-2 上程)

事務局 (議案第 3 号-2 説明・朗読)

議長 それでは、担当委員の意見を求めます。

10 番 今事務局からお話があったように、息子さんからお母さんへ所有権を移転するということで、譲受人のご主人が他界し息子さんの名義にしていたのですが、神

奈川県に在住されており絶対帰ってこないし、奥さんも向こうの方だからということで、今回お母さんの名義にされたようでございます。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

よろしいですか。それでは採決に入ります。

議案第3号-2に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-3号議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-3上程)

事務局 (議案第3号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8番 今説明がありましたとおり、一帯は柿園と山林で、譲渡人は70歳女性で3年間柿の剪定等がされていなく放置されたままということです。その他は荒廃地・原野になっております。譲受人は現在飯塚市に住んでおり、農業を始める動機としては将来の生計に充てたいとのことで、農業経験は母に2年間従事しており農機具はチェーンソーと仮払機は持っております。お兄さんがおり、兄が退職するため2人で従事し共同作業地域の取決め等については、もちろん従いますということです。3年手が入っておらず、ゼロからのスタートで覚悟しておりますと言っており空き家があればそこを借りてしたいという考えも持っておりました。途中挫折した例は私も数多く見てきておりますが、大丈夫ですかと尋ねましたが、2人で何とかやっていきますからということで、意気込みはうかがえました。以上でございます。

議長 本来はヒアリングの案件でございますけれども、今回は場所のこともありますので担当委員1名のヒアリングということでしております。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第3号-3に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。それでは議案第3号-4・5に関しては隣接ですので説明は一括でいきたいと思いますよろしく申し上げます。

(議案第3号-4・5上程)

事務局 (議案第3号-4・5説明・朗読)

16番 それでは担当が私ですので説明をしたいと思っております。

4番5番に関しての場所は、4番は東側に道路があるので入れるのですが、5番

に関しては入りづらく非常に耕作不便な土地であります。

譲受人が周囲の農地を持っており、片付けるために一括してやりたいという話があり譲渡人に相談に伺い、そこの辺りを一括して譲受人に買ってもらおうという話になりました。非常に小さい農地であり、今綺麗になっているに見えますが、現在は譲受人が綺麗にしているような状態で譲渡人自体はどこに旧自分の農地があるかわからないような状態でございました。特に問題ないと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんか。よろしいですね。

それでは採決に入ります。議案第3号-4に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

引き続き議案第3号-5に対して賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。

それでは議案第3号-6を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第3号-6上程)

事務局 (議案第3号-6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 こちらは親から子の転用ですので、特に問題ないと思っております。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

10番 ここは農業者年金絡みですか。

事務局 農業者年金はまだ関係ないというところで単純に親から子へという形になっております。

議長 他になければ採決に入ります。

議案第3号-6に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-7を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第3号-7上程)

事務局 (議案第3号-7説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 ただいま事務局が申された通りです。宅地購入に伴う隣接の畑ですので特に問題ないかと思えます。誓約書も頂いておりますし、新規ということでしたのでくれぐれも荒らさないようにということでお話をさせていただいております。問題

ないかと思ひます、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます採決に入ります。

議案第3号-7に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第4号、非農地判断(非農地証明願ひ)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

(議案第4号-1上程)

事務局

(議案第4号-1説明・朗読)

議長

それは担当委員の意見を求めます。

1番

災害から12年ですかね。こちらは、今の時期だと水もなく家でもいいかなというところですが、あ那时的ような水害があれば、住めるところではないのではないかなと思ひます。20、30年ぐらい前に農業用倉庫で切花をしており整理をしていたそうですが、親御さんをおんぶして避難してきたとのことで奥さんの方もそこにはもういけないと話しておりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは質疑に入りたいと思ひます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは採決に入ります。議案第4号-1に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として判断いたします。

それでは議案第4号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-2上程)

事務局

(議案第4号-2説明・朗読)

議長

5条申請のあったところなんですけど道路になっている部分がまだ農地のままで、家の部分一部が増築した部分になると思ひますが、コンクリを打ったり増築した部分が農地にかかっている状態で、この際に農地と宅地部分を綺麗にしていこうということで非農地判断ですので、よろしくお願ひしたいと考えております。始末書の方は出ているそうでございます。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます採決に入ります。

議案第4号-2に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として判断いたします。

議長 それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(所有権移転) についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号説明・朗読)

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めま
す。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可とし、うきは市長に報告します。それでは報告事項に
行きたいと思います。事務局お願いします。

(報告1・2説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印